

●特集 2. 噴火警報で防災対応を促す用語の運用開始について

気象庁は、平成 19 年 12 月 1 日より全国の活火山を対象として、噴火時等に警戒が必要な範囲を示して噴火警報を発表している。市町村ごとに必要な警戒の程度が異なることが分かるように、また、警戒が必要な範囲から外れた市町村を明示するよう噴火警報を改善し、平成 25 年 3 月 7 日より運用を行った。

その後、さらなる噴火警報の改善として、住民等の迅速な避難及び防災対応を促すため、噴火警報に「避難」、「入山規制」などの具体的な防災対応を促す用語（下図の下線部）を記載してお知らせすることとし、平成 26 年 3 月 26 日より運用を開始した。運用は、噴火警戒レベルを運用中で、地元の火山防災協議会等で合意が得られた火山を対象としている。

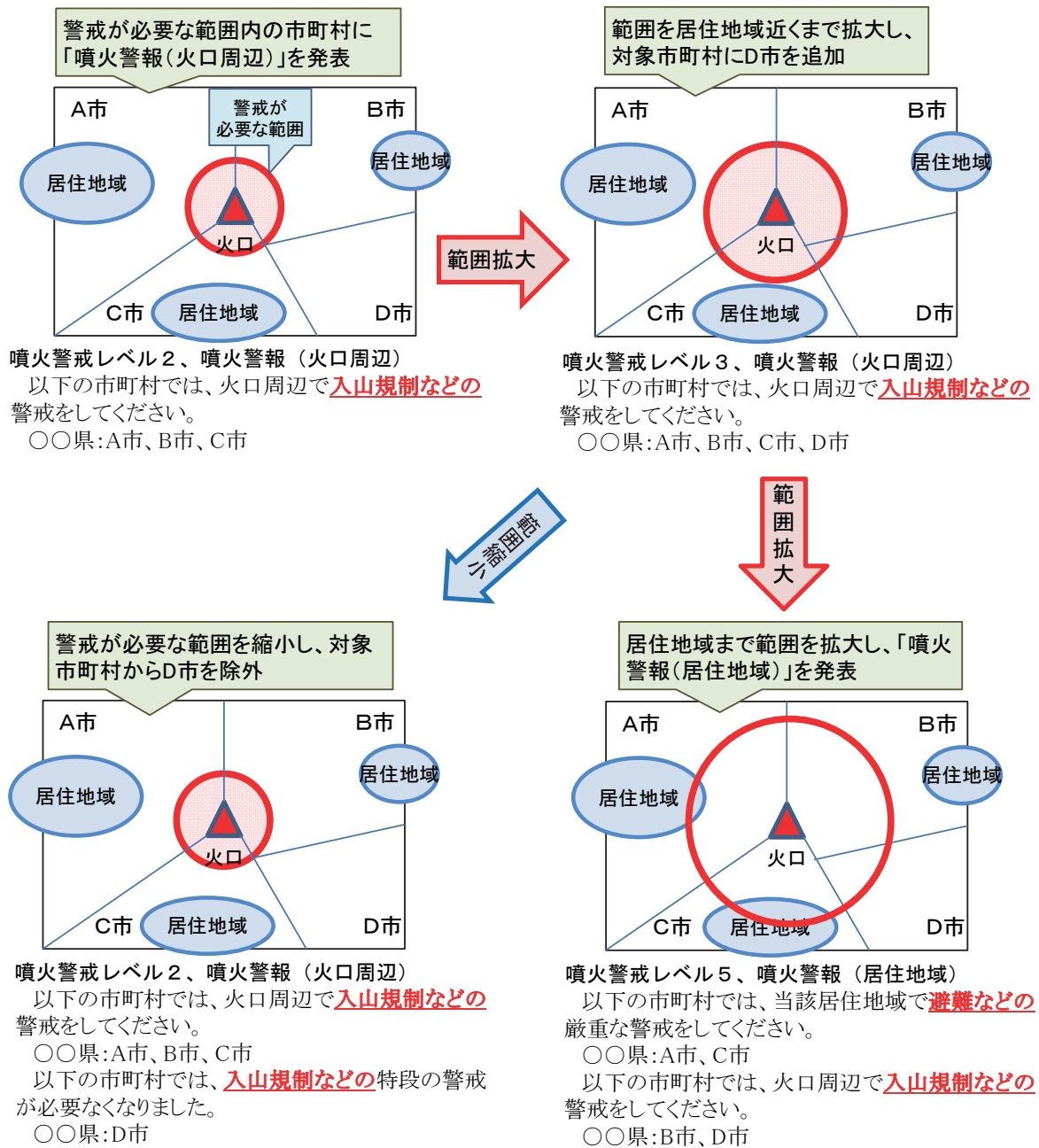


図 1. 改善された噴火警報のイメージ